

福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会設置要綱

（設置目的）

第1条 国において子ども・子育て支援新制度が実施されたことに伴い、福岡市保育協会補助金（以下「協会補助金」という。）について検証を行い、市民の理解が得られ、保育士の処遇改善に資する保育所運営補助のあり方について検討することを目的として、福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（業務）

第2条 委員会は、協会補助金に関する検証及び今後の保育所運営補助のあり方に関する検討を行う。

（構成員及び組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員（以下、「委員等」という）をもって組織する。

2 委員等は、学識経験者、関係各分野の専門家、市民代表等10人程度とし、市長が委嘱する。

3 委員等の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる業務が終了するまでの期間とする。

（運営）

第4条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が会議の進行にあたる。

2 委員長がやむを得ず会議に出席できない場合は、委員長があらかじめ指名した委員が委員長代理として会議の進行にあたる。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明またはその意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第5条 会議は原則公開とする。ただし、会議の内容が福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、福岡市総務企画局企画調整部に置く。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、事務局が委員長と協議の上、定める。

附 則

この要綱は平成27年7月1日から施行する。